⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M, 1. November. 2011 (tenders brought along : 10 : 00 A.M, 2. November. 2011 or tenders submitted by mail 5 : 00 P.M, 1. November. 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Construction Accounting of Facilities Planning Division, Department of Facilities, The National University Corporation Yamagata University, 1―4―12, Kojirakawamati Yamagata-shi, Japan 〒990―8560 TEL 023―628―4083

○第２号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　山形大学（医病）外来棟・中央診療棟改修電気設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山形県山形市飯田西二丁目２番２号　山形大学飯田団地構内

⑷　工事概要　医学部附属病院外来棟・中央診療棟（鉄筋コンクリート造、地上３階建、改修延べ面積20,010㎡）の改修電気設備工事を施工するものである。

⑸　工期　平成27年３月20日まで

⑹　使用する主要な資機材　電灯設備一式、動力設備一式、構内情報通信網設備一式、電気時計設備一式、拡声設備一式、電話設備一式、ナースコール設備一式、病床パネル32台、テレビ共同受信設備一式、火災報知設備一式、電力中央監視装置改修一式、高圧受変電設備改修一式、直流電源装置１台、直流電源装置改修一式、無停電電源装置（ＣＶＣＦ）１台、屋外配電ケーブル一式

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。

⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請、資料提出及び入札を文部科学省電子入札システムで行う対象工事である。なお、文部科学省電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者(以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山形大学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争)参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑷　平成13年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上２階建以上かつ延べ面積12,000㎡以上の病院の新営又は改修電気設備工事

②　代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積6,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は改修電気設備工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても、同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷①に掲げる工事の施工の経験を有する者であること。

なお、監理技術者を配置する場合の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良＋／良／良－／可で評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、提案の内容により、優／良＋／良／良－／可／不適切（欠格）で評価する。